

第16日

平成28年7月1日（金）

午前10時零分開議

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第59号議案ほか4件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君登壇）

○総務文教常任委員長（堀尾俊浩君） ただいま議題となりました第59号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第59号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、公費負担される選挙運動用自動車使用及び選挙運動用ポスター作成に関する経費について、その限度額を改定したいので、この条例を制定しようとするものです。

本委員会といたしましては、政令の改定に伴う規定の整備であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第63号議案朝倉市公共施設等総合管理計画の策定についてです。

本件は、平成28年度から平成37年度までを計画期間とする朝倉市公共施設等総合管理計画を策定するに当たり、朝倉市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求められているものであります。

執行部の説明によりますと、さまざまな公共施設が改修、更新の時期を迎えており、本市が保有する公共施設等の全体の状況等を把握し、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図るため、公共施設等総合管理計画を策定するものであります。

この計画は、総務省が定めた指針に基づき策定する計画であり、個別の策定の対象として策定されている朝倉市公営住宅等長寿命化計画や朝倉市橋梁長寿命化修繕計画等の公共施設計画については、本計画を上位計画と位置づけ、本計画の方針と整合性や計画の実現可能性を検証することとし、策定されていない分野については、今後、本計画を基本として個別施設計画を策定していくこととなります。

また、財政状況や市民ニーズからは廃止・統廃合を検討することが求められていますが、廃止・統廃合を前提にするのではなく、公共施設の多面的な機能が発揮できることについても検討していくこととしています。

更新費用の集中する年度と比較的少ない年度があるので、長期的な計画のもと、更新年度の平準化に努めるとともに、健全な財政運営をしていかなければならないとし、各施設の所管する課の取り組み状況結果を集約し、個別施設計画の策定や進行管理、改善方針を決定し、次年度の施設管理につなげていくこととしています。

本委員会といたしましては、本計画は、財政健全化に向かうための指針と捉え、また、執行部より示された財政見通しと関連して検証するように努めていくことを期待し、今後、本計画に沿って遂行されているか、本委員会として注視していくことが重要であるとし、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第64号議案、第65号議案及び第66号議案の工事請負契約の締結については、いずれも工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求められているものでありますので、3つの議案を一括して報告させていただきます。

各議案の内容といたしましては、まず、第64号議案は、杷木統合新設小学校（A工区）、屋内運動場建築工事を施工するため、指名競争入札により、古賀・大坪特定建設工事共同企業体を工事請負人と定め、請負契約額4億3,632万円で仮契約しております。

次に、第65号議案は、杷木統合新設小学校（B工区）、管理特別教室棟建築主体工事を施工するため、指名競争入札により、小嶋・梶原特定建設工事共同企業体を工事請負人と定め、請負契約額6億8,688万円で仮契約をしております。

最後に、第66号議案は、杷木統合新設小学校（C工区）、普通教室棟、プール棟建築主体工事を施工するため、指名競争入札により、才田・羽野特定建設工事共同企業体を工事請負人と定め、請負契約額7億7,760万円で仮契約をしております。

それぞれの議案の内容ですが、本委員会といたしましては、いずれも執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 堀尾俊浩君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第59号議案朝倉市議会議員及び朝倉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討

論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第63号議案朝倉市公共施設等総合管理計画の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。12番富田栄一議員。

○12番(富田栄一君) 総務文教常任委員会の中で、この計画については財政見通しと連動していないという執行部の説明がございました。絵に描いた餅としてはいけないということで反対意見を申させていただきます。3つの視点から発言します。

1点目は、このように議会で審査する意義です。5年以上の計画について議会で審査すると。その思いについては、一つには、朝倉市執行部だけではなくて市民全体の総意をもって計画をつくるということが一つと、もう一つは、計画を立てた以上はそれを実行していくという、その2つがこの意義があると思っております。議会として執行権はないのですが、計画を立てた以上はそれに向かってしっかりとやっていくという、実行していくということを見守る、また、審査する責任があるということで、この計画について絵に描いた餅とならないようにということが一つです。

2つ目、財政の危機意識が朝倉市の執行部全体としての感じがこの計画からとれないということであります。また、上位計画ということで、これから先に各課、係において仕事ができると思いますが、実行していくためにはどうしてもお金、財政が必要であります。財政がないならば知恵を出すという方向が何か必要ではないかな。そういう、ただ計画をするのではなくて、知恵の出し方についての思いがこの計画からは読み取れないところがありました。

3つ目、これは市の職員の仕事の目的としてであります。普通一般企業においても、会社で働く人たちを活かし、活躍してもらって、そして幸せにすることという企業の目的があります。私たち議員もそうですが、職員の皆さんもそうです。市民の税金をもとにして給料、報酬をいただいているものですから、もっと一般企業よりも重く市民のために働くということが大事であろうかと思っております。ところが、先ほども申しましたけれども、この上位法ができた後に、それぞれの各課、係において、それぞれの施設を詳細に詰めていく仕事が出てきます。大変なことだと思いますが、それが実際どうやって実現していくかということについては、まだまだ未知数でありますし、厳しい現実があります。そこについて本当にこの計画の中でどうやっていくんだというのが示されるというのが本当であろう

と思っています。市民の皆さんからよく頑張ったねと言われるような、そういう充実感、幸せ感を市の職員の皆さんに持ってもらいたい。そのためにこの議会で審査するのであると思っています。

以上、3点について、議会の意義、そして、財政危機の意識、3番目には、仕事のあり方についてということで反対意見を申しました。もっともっと知恵を出し合った、よりよい計画になることを希望しつつ反対とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。6番半田雄三議員。

○6番（半田雄三君） 私は賛成の立場で討論いたします。

先ほど委員長報告でもありましたとおり、本計画が全ての個別施設計画のもとになるものであり、指針になるものであると考えます。また、今、指摘がありました財政見通し、それから、議会の役割との関連につきましては、本計画ではなく、それぞれの個別施設計画が本計画に沿って確実に実施されているのかを検証することが我々議会の重要な役割であると考えます。

よって、本計画策定につきましては賛成とさせていただきます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（浅尾静二君） 起立多数であります。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案工事請負契約の締結について（杷木統合新設小学校（A工区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第65号議案工事請負契約の締結について（杷木統合新設小学校（B工区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第66号議案工事請負契約の締結について（杷木統合新設小学校（C工区））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第55号議案ほか5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 今福勝義君登壇）

○環境民生常任委員長（今福勝義君） ただいま議題となりました第55号議案ほか5件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第55号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）です。

地方税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されたことに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、固定資産税の非課税の規定の適用に係る申告について、地方税法の改正に伴う規定の整備、また、固定資産税の償却資産について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例導入による再生可能エネルギー発電設備などの課税標準の特例率の決定と適用期限の延長です。わがまち特例は、固定資産税の償却資産について一律に定められていた特例率を、地方自治体が地方税法の定める範囲内で自主的に判断し、条例で定めることができる制度ですが、市独自に特例率を定めているのか執行部にただしたところ、国の基準を参酌しているとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第56号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容は、国民健康保険税の課税限度額について、基礎課税額を52万円から54万円へ、後期高齢者支援金等課税額を17万円から19万円に引き上げるもの。また、国民健康保険税の軽減対象となる所得基準について、5割軽減対象世帯の被保険者1人当たりの額を26万円から26万5,000円に、2割軽減対象世帯の被保険者1人当たりの額を47万円から48万円に、それぞれ引き上げるものです。

今回の改正による国民健康保険税への影響を執行部にただしたところ、国民健康保険税収入は、課税限度額の引き上げにより約1,110万円の増加、軽減対象となる所得基準の引き上げにより約140万円の減少となり、差し引き約970万円の増収が見込まれるとのことです。

本委員会としましては、本件は法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第57号議案専決処分について（平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について）です。

平成27年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成27年度の歳入が不足し、この不足額を補てんするため、一般会計からの法定外繰入額5,000万円を差し引いた5億9,400万円を平成28年度予算において繰り上げ充用する予算の補正を行うものです。

本委員会としましては、国民健康保険特別会計は厳しい財政状況にありますが、今後の健全な財政運営に向けた努力を要望し、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第60号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

主な改正の内容は、保育の事業に対する不足の解消を目的として、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の保育士の配置要件の弾力化を時限的に定めるものですが、市内には該当する事業所はありません。

現行の基準では、保健師、看護師及び准看護師を1人に限り保育士とみなすことができますが、対象を幼稚園教諭、小学校教諭または養護教諭の資格を持つ者まで拡大します。

また、1日8時間を超えて開所する事業所については、利用定員に応じて必要となる保育士数に追加して必要となる保育士に、保育士と同等の知識及び経験を有する者を配置することが可能となりますが、配置基準上、必要となる保育士数の3分の2以上は保育士の資格を持つ者を配置しなければならないことなどを定めます。

審査においては、保育士の配置要件の弾力化により幼児等の安全が確保をされるのかを執行部にただしたところ、保育士の資格を持たない者を配置するに当たり、県が定める研修を受けた者や保育所で保育補助者として勤務経験を有する者など一定の条件があり、合わせて3分の2以上は保育士の資格を有する者を配置することで保育の水準、安全性については確保されると考えるとのことでした。

本委員会としましては、保育士の労働条件など処遇改善にまずは取り組むべきとの意見もありましたが、現実問題として保護者は保育所等に子どもを預けなければ就労できず、今回の保育士の配置要件の弾力化により受け入れが可能となる保育所等がふえることから、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第61号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

福岡県乳幼児医療費支給制度が福岡県子ども医療費支給制度に改正されること等に伴い、医療証の名称変更及び朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の適用を受ける者で、子ども医療費を支給する対象者に係る規定を、同条例が改正されることに伴い、6歳から12歳に引き上げ、整備するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第62号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

福岡県重度障害者医療費支給制度が改正されることに伴い、平成28年10月1日以降、朝倉市重度障害者医療費について、3歳から12歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある者の入院時の自己負担額を、現行の月1万円から月3,500円に変更し、一定の要件を満たす低所得者については、月6,000円を月2,100円にそれぞれ変更しようとするものです。

本委員会としましては、重度障害者医療費支給制度の市民への周知徹底を要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましては、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 今福勝義君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第55号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第56号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第57号議案専決処分について(平成28年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第60号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第61号議案朝倉市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第62号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第67号議案ほか1件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 稲富一實君登壇)

○建設経済常任委員長(稲富一實君) ただいま議題となりました第67号議案ほか1件につきまして慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第67号議案市道路線の廃止についてです。

今回、廃止する路線は、児童公園西側線、延長326.9メートル、幅員1.7メートルから12.6メートル、本町・八幡町線、延長265.4メートル、幅員3.7から7.9メートルの2路線です。

いずれも甘木地区都市再生整備計画に基づき施工される甘木中央公園拡張工事に伴い、路線の一部が公園敷地に組み込まれるため廃止するものです。

本委員会では、現地調査を行い、詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第68号議案市道路線の認定についてです。

まずは、酒屋畑2号線、延長225メートル、幅員4メートルの道路で、環境センターの条件整備による環境課の事業に伴い認定するものです。平成30年度末に工事完了予定です。

次に、四重町・八日町3号線、延長113.7メートル、幅員2.6メートルから4.5メートル、

西鶴1号線、延長142.9メートル、幅員1.7から2.2メートル、西鶴2号線、延長208.9メートル、幅員3.7から5.4メートルの3路線については、甘木地区都市再生整備計画に基づき施工される甘木中央公園の拡張工事に伴い、第67号議案において廃止された市道の残存区間を再度認定するものです。

次に、篠ノ内・鼠谷1号線、延長313.1メートル、幅員7.5から12.4メートル、川原・西永野1号線、延長685.4メートル、幅員4.7から7.3メートル、ヤツエ1号線、延長70.8メートル、幅員7.5メートルの3路線については、福岡県の屋形原橋橋梁かけかえ事業により主要地方道甘木朝倉田主丸線が新設され、道路のつけかけが行われることに伴い、旧道部分が市に移管されるもののほか、この事業により新設される道路を認定するものです。

本委員会では、現地調査を行い、詳細な説明を受け、認定基準に合致していることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。

本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（浅尾静二君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 稲富一實君降壇）

○議長（浅尾静二君） それでは、第67号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第68号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案の審議を行います。

それでは、第54号議案専決処分について（平成27年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）について）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第58号議案の審議を行います。

それでは、第58号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり承認されました。

議事進行上、暫時休憩します。

午前10時38分休憩

---

午前10時46分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案1件の送付を受けました。これを上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

第69号議案朝倉市公平委員会委員の選任につきましては、朝倉市公平委員会委員徳永光利氏の任期が本年9月30日に満了することに伴い、再度、同人を朝倉市公平委員会委員として選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求

めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(浅尾静二君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

---

午前10時48分再開

○議長(浅尾静二君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第69号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第69号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第69号議案朝倉市公平委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり同意されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成28年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会